

許可認可  
係より

「許可申請を  
した営業所に  
置くべき専任

技術者が、大きな工事現場で専任  
性を求められる技術者になる事  
は違法です。同じ事を繰り返す  
と建設業法違反  
で営業停止処分  
になりますよ!」と

経審の実態調査で県の調査員が  
厳しく指摘している声がかう入の  
衝立を通して隣の席から聞こえ  
てきました。規制緩和のかけ声と  
は裏腹に国は①元請業  
者の責任と②技術者の

”年金・医療…いっそう  
肌寒い秋”、10月からの  
制度改正に関する新聞の見出し  
です。厚年の保険料が今年も10月  
納付分からUPし、給与31万円で年  
間1万3千円の負担増になる点は  
周知の事ですが  
マミであまり報  
じられていない  
のが健保の被扶養者(扶養家族)  
の認定基準です。国保と違って健  
保は扶家の有無にかかわらず保  
険料は同じ。配偶者であれば国民  
年金の保険料も免除されるとあ  
って認定を希望する人は沢山い

技術者の重複  
営業停止? 業法改正で更に!  
未払い正厳しく!

資質向上等を柱とする建設業法  
改正案を国会に提出します。①  
は現在、発注者の書面による同意  
があれば認めている一括下請け  
を分譲マンション等発注者と購入者が  
違う場合、民間工事でも禁止する

②は現在、大きな  
公共工事の現場  
毎に専任配置と  
資格者証の保有や講習の受講を  
求める監理技術者を民間工事に  
も拡大し規制をかける…等です。  
工事量減少の中で、技術者を確保  
する事の困難性を国は  
分っているのかな…?



扶家の新  
認定基準 失保日額3611円!  
以上はダメ!

ます。扶家といっても  
無収入とは限りません。  
失業保険の受給者だったり、退職  
後の傷病手当や出産手当を貰っ  
ている人もいます。今月は扶家の  
認定見直しも行われますが、条件  
の一つ=収入につ  
いては失保の日  
額が3611円以上  
は不可との基準が出てきました。  
根拠を聞くと「要件=年収130万円  
未満を30日×12月=360日で割っ  
た」そうです。  
月に30日も働  
く計算です!?

社労業務  
係より

当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。